⑶　各中小企業支援機関の連携の強化

中小企業者等がどの支援機関を訪れても、自らの経営課題の解決が図られるためには、中小企業支援機関が個々の特徴や強みを踏まえた上で、中小企業の経営課題に対する自身の役割を認識し、個々の能力を高め、他の支援機関との連携を進めることが重要である。

また、中小企業支援機関相互に加えて、国と地方自治体の連携も重要になる。

３．国・都道府県・中小企業基盤整備機構に関する基本方針

中小企業支援についての方針を実行する主体は国、都道府県、中小機構であると考えられる。これら３つの主体は、自らが中小企業を支援する支援機関としての役割を果たすだけでなく、支援人材の育成や支援機関に対しての支援を行うことで、支援機関の改善に資する存在である。ついては、今後、支援の方針を実現するために国、都道府県、中小機構が実施する事業を次の項目に定める。

また、支援機関と同様に、国、都道府県、中小機構においても、能力の向上や役割分担の明確化、連携の強化は必要な事項である。

Ⅲ．国の事業

１．事業の実施体制

中小企業支援機関は専門的な支援機関である「分野専攻型」と特定の分野に限定されず様々な分野の支援を行う「分野横断型」とに大別できる。具体的には以下のとおり。

「分野専攻型」

・事業引継ぎ支援センター…後継者不在の中小企業者等の事業引継ぎを支援。
・中小企業再生支援協議会…事業再生に向けた相談・助言、再生計画の策定を支援。
・下請かけこみ寺…下請取引を巡る諸々の相談に応じる。
・知財総合支援窓口…アイデア段階から事業展開までの知的財産に関する相談に応じる。
・独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ＪＥＴＲＯ」という）…貿易振興事業を展開。

等

「分野横断型」

・認定経営革新等支援機関…税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上の者が認定を受け、中小企業に対して支援事業を行う。
・よろず支援拠点…売上拡大や経営改善を中心とした経営相談に対応し、必要に応じて専門家を派遣。

国は、「分野横断型」の支援機関のうち、よろず支援拠点や認定支援機関、「分野専攻型」の支援機関と適切な役割分担の下で緊密に連携していく。また、支援事業の実施状況や成果を把握して、その効果を検証することでＰＤＣＡサイクルを構築し、不断の見直しを行う。加えて、支援を受けた事業者や支援機関などから意見を聴き、中小企業・小規模事業者にとってより利用しやすい事業となるよう努める。

２．事業の概要

平成29年度予算等に基づく各支援事業を、中小企業支援法第３条２項[1]の定義に沿って分類し、それぞれの分類ごとに、平成29年度の支援策の基本方針である「経営力強化・生産性向上に向けた取組」、「活力ある担い手の拡大」、「安定した事業環境の整備」、「災害からの復旧・復興」の４つの観点から位置づけた。

⑴　中小企業者の依頼に応じて、その経営方法に関し、経営の診断又は経営に関する助言を行う事業

＜経営力強化・生産性向上に向けた取組＞

①　認定経営革新等支援機関

中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う機関。税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等を、経営革新等支援機関として認定することにより、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備する。研修の充実や連携を通じた相互補完、中小機構の専門家によるサポート等を通じた更なる質の向上を目指す。

②　中小企業等経営強化法

中小企業等経営強化法に基づいて経営力向上計画を策定し認定された企業に対し、固定資産税の軽減措置や、日本公庫の融資制度（設備資金については基準利率から金利を0.9％引下げ）等、税制面や金融面での支援を行う。平成29年度税制改正にて、固定資産税の軽減措置については、地域・業種を限定した上で、その対象に、器具・備品と建物附属設備を加えることとし、さらに、計画の認定を受けた中小企業が経営力向上設備等を取得した場合に、即時償却又は10％の税額控除（資本金3,000万円超の法人の税額控除は７％）を受けられる中小企業経営強化税制を創設した。

③　中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

54.8億円

中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、一歩踏み込んだ専門的な助言を行うとともに、特に高度・専門的な経営課題に対応するために専門家派遣を実施する。ミッションの明確化、質の向上に資するＰＤＣＡの確立、関係者の役割を再整理し、明確化することで、今後の更なる質の向上を目指す。

④　小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）

42.5億円の内数

小規模事業者を金融面から支援するため、商工会、商工会議所、都道府県商工会連合会の経営指導を受けている小規模事業者に対して、日本公庫が無担保・無保証・低利で融資を行う。

⑤　新輸出大国コンソーシアム

1001.3億円の内数

中堅・中小企業等の海外展開を支援するため、ＪＥＴＲＯ、中小機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）、金融機関などの支援機関を幅広く結集したコンソーシアムを設立。このコンソーシアムでは、専門家が企業に寄り添い、各種支援策を活用しつつ、技術開発から市場開拓まで、総合的に支援する。

⑥　中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業

23.9億円

中小企業・小規模事業者の海外展開を支援するため、ＪＥＴＲＯと中小機構が連携して、海外の市場動向や規制等の情報提供、実現可能性調査（Ｆ／Ｓ）、輸出体制の構築等を通じた企業発掘から、国内外の展示会出展支援や海外バイヤー招へい等を通じた海外販路開拓支援、経済連携協定に基づく原産地証明制度等の普及啓発等、現地進出後の支援まで海外展開の様々な段階におけるニーズに応じた施策によって戦略的に支援を行っていく。また、海外子会社の経営に課題を抱えている企業に対して、事業再編計画の策定等を支援する。

⑦　技術協力活用型・新興国市場開拓事業

41.7億円の内数

我が国企業の新興国市場獲得支援のために、経営・製造・オペレーション等に従事する開発途上国の管理者・技術者等に対し、日本への受入研修、専門家派遣による指導への支援等を実施する。

⑧　地域中核企業創出・支援事業

25.0億円

地域中核企業候補が新分野・新事業等に挑戦する取り組みを支援し、その成長を促すため、支援人材を活用して、全国の外部リソース（大学、協力企業、金融機関等）とのネットワーク構築を支援する。また、地域中核企業の更なる成長のため、支援人材を活用して、事業化戦略の立案／販路開拓等をハンズオン支援する。さらに、国際市場に通用する事業化等に精通した専門家であるグローバル・コーディネーターを組織化した「グローバル・ネットワーク協議会」を活用し、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等を支援する。